

## B B C 等に対する独禁法判決

### — EC第一審裁判所：テレビ番組リストの著作権判決を覆えず —

	頁
1. はじめに .....	1
2. 事実関係 .....	2
3. B B Cの主張 .....	3
4. EC裁判所の法的判断 .....	4
5. 若干のコメント .....	5

#### 1. はじめに

一部の新聞でも報道されたように、EC第一審裁判所 (the Court of First Instance) は、本年7月10日、BBC等に対するEC委員会の独禁法決定を支持した。BBC等は、テレビ番組リストを無断発行していたMagill社に対し、著作権侵害の差止請求を提起し、アイルランド裁判所及び高等法院はこれを認めた。これに対し、Magill社はEEC条約に基づき、EC委員会に独禁法による不服申立を提起し同委員会はこれを認めた。BBC等はEC裁判所にこの決定の破棄を求めたが、同裁判所はこの度申立を棄却した。

一国の裁判所の著作権判決をEC裁判所が独禁法に基づき事実上覆えずことになり、大変興味深い。EC委員会は、こうした著作権濫用の法理は、コンピュータ・ソフトウェア等の場合にもあてはまると述べており、極めて重要な判決である。

## 2. 事実関係

多少こみいっているのですが、さしつかえのない範囲で若干単純化して述べる。

① BBCはBBC1とBBC2の2チャンネルを、IBAのフランチャイズはITVとチャンネル4の2チャンネルを、RTEはRTE1とRTE2の2チャンネルを有する放送会社である。RTEはアイルランドの放送を独占し、BBCとIBAは英国の放送を独占している。

② BBC、RTE、ITP（IBAとの契約者）は、それぞれ自社チャンネルの番組だけを掲載したTVガイド（順に、Radio Times, RTE Guide, TV Timesという名称）を発行している。

これらのリストは、各番組のタイトル、チャンネル番号、放送日時、番組内容を記載したもので、放送2週間前までに週間スケジュールが決定され、商品となる。

③ BBCが自社の番組に関する情報について第三者に対してとっていた政策は次のとおり。

BBCは、日刊及び週刊の新聞に、要求があれば無料で番組スケジュールを提供していた。日刊新聞は日毎のリスト又は週末と祝日には2日分のリストを発行でき、週刊新聞はその週のTV番組のハイライトを発行できた。但し、BBCは、許諾条件に厳格に従うことをライセンサーに要求して、従わなければ法的手段をとっていた。

（他の2社も同様）

④ 出版社のMagill社は、アイルランドと北アイルランドで同地で受信可能な前記6チャンネル全部のTV番組情報を掲載した週刊誌Magill TV Guideを発行していた。

⑤ BBCら3社は、アイルランドの裁判所に、Magill社が週刊誌を発行することの中間的差止めを求め、同裁判所は1986年5月28日差止め命令を出したのでMagill社は発行を止めた。上訴後、高等法院（High Court）は、1989年7月26日次のような判断を下した（アイルランド法）。

「Radio Timesは、企画、準備、調整及び修正という長い過程を経て作成される最終作品であり、多大な労力、経験及び技術や判断の行使を含むものである。それらはBBCの創作物であり、当審の判断では、1963年著作権法2条及び8条にいう編集著作物にあたるオリジナルな言語著作物であり、BBCはこれらがアイルランド共和国における著作権を受けうることを立証した。」

⑥ これらに先立つ1986年4月4日、Magill社は、EC委員会に対し、EEC条約85、86条を施行するための第1規則（1962年2月6日付閣僚理事会第17号規則）の第3条に基づき不服申立をした。Magill社が求めた認定は、BBC、ITP及びRTEは、各週刊リストの利用許諾をMagill社に対して拒否しているため、支配的地位を濫用するものである、というものである。

- ⑦ 委員会は1987年12月16日に手続を開始し、1988年12月21日次のような判断を示した。

関連商品は、BBC、ITP、RTEの事前の週刊番組リストとこれらのリストが発行されるTVガイドである。3社が週刊リストを事実上独占していることによって週刊TVガイドを発行したい第三者は、支配的地位が存在することの特徴である経済的従属の地位におかれる。3社はリストに対して著作権保護を求めるから法的独占にまで強くなる。

支配的地位を利用して新製品すなわち総合的（6チャンネル分の）週刊TVガイドの市場参入を妨げており、支配的地位の濫用にあたる。さらに、攻撃的政策で派生的市場を保持するのも濫用の一要素である。

BBCらは著作権保護で正当化されると異議を述べるが、同社らは濫用の手段として著作権を利用しているにすぎない。

これらの認定の結果、「侵害を終了させる手段」として以下の命令を下した。

3社は、互いに、また第三者に対し要求に応じ差別しないで自社リストを提供し、複製を許せ。ライセンスによる場合、ロイヤルティーは合理的でなければならない。

さらに、3社は一切の番組が総合的、高品質でカバーされることを確保するために必要と思われる条件を加えることができる。

よって、当委員会の承認を求める提案を2ヵ月以内に提出せよ。

- ⑧ BBCらは、この決定の破棄を求めてEC裁判所に本提訴をなした。Magillは本訴訟に参加した。（なお、BBCら3社に対する訴訟は手続上別になっており、3社の主張は若干異なっている。判決は、3社に対し同日付で別々に下されているが、ほぼ同一であるから、以下BBCに対する訴訟のみ取り上げる。）

### 3. BBCの主張

- ① 関連市場は、週刊リストやこれを含むTVガイドではなく、放送サービスである。Radio Timesの発行はBBCの公的サービス機能の要請を満たすものである。  
放送サービスを提供する市場においてBBCは支配的地位を有していない。
- ② 関連市場が放送サービスでないとしても、TV番組情報一般とみるべきである。TV番組情報の代替ソースとして、日刊、週刊新聞、予告編（trailers）等があり、TVマガジンがこれらと区別された市場を構成するものではない。  
TV番組情報一般の市場で、BBCは支配的地位を有するものではない。
- ③ 番組リストに事実上又は法律上の独占があっても、著作権及びその行使の単なる結果にすぎないのであり、それ自体86条にいう支配的地位を発生させるものではない。関連地域市場では一般的な週刊TV誌は存在していなかったのであり、経済的従属の地位にある者はない。
- ④ 複製に対する排他的権利を留保することは著作権対象物の保護以上のことをしてい

るわけではなく、濫用にあたらぬ。

- ⑤ 予備的に、当該行為が濫用になりうるとしても、本件でそう認定されることは立証されていない。
- i) 現状ではE C共同体内で各国法のハーモナイゼーションは達成されていないから、著作権保護の条件や手続は各国立法機関の任務である。
  - ii) E C裁判所判例では一貫して、知的財産権の特定のな対象物を保護するために各国法の下でとられた行動はそれ自体86条にいう「濫用」を構成しえない、と判示している。
  - iii) Magill社への許諾を拒否することは、著作権の特定のな対象物を保護しているにすぎない。
  - iv) 支配的地位の濫用を構成すること、消費者に対する損害の立証がない。

#### 4. E C裁判所の法的判断

(委員会の反論は省略するが、先述したように、「著作権濫用の法理は、本件で問題となっているのは別の状況、例えばコンピュータプログラムの領域にも適用される」と述べている。)

##### ① 関連商品の定義

週刊番組リストとこれを含むTVガイドが関連商品であると考え。これらは一つの経済行為(=出版)の範囲に属するもので、放送とは全く別のものである。リストは、TV誌の作成に必須な番組情報としてのみ利用できるものであって、番組そのものは、明らかに区別される。BBCのTV誌発行は放送という主たる行為と別の行為である。

週刊番組リストとこれを含むTV誌は、TV番組情報一般の市場のsub-marketである。英国とアイルランド以外では総合TVガイドが成功していることからみても、本件においてアイルランドと北アイルランドで消費者に総合ガイドに対する特別な需要があることが証明される。

##### ② 支配的地位の存在

著作権の成果として、BBCはRadio Times 中の週刊リストの発行に独占を確保できた。したがって、週刊リストとTVガイドの市場で支配的地位を有していた。

Magill社のように一般TV誌の発行を希望する者はBBCに経済的に従属する状況におかれ、かくてBBCは週刊番組情報の市場における効率的競走の出現を妨げうる地位にあった。

##### ③ 濫用の存在

- i) 各国内法のハーモナイゼーション又はE C [法] の標準化が達成されていないので、著作権保護の条件及び手続の決定は各国法に委ねられている。

各国法とE C法の調整は36条の定めるところであるが、2項によると、知的財産権の保護から生ずる自由行動に対する制限は「各加盟国間の通商に専断的な(arbitrary)差別や仮装された制限の手段となってはならない。」知的財産権の正当な行使のみが許される。

ii) 保護される作品を複製することの排他的権利を行使することはそれ自体濫用ではないが、各事件の事実を照らし、86条の目的(商品の自由流通及び競争の自由)に明らかに反する目標を實際上遂行するような方法及び状況で権利行使をしたことが明らかな場合は適用されない。

iii) [日刊紙等には許諾しているような]このような行為—TV誌の副次市場で潜在的な消費者の需要がある新製品の製造・販売を禁止し、またそのことによりもっぱら自己の独占を確保するために市場から一切の競争を排除するという特徴をもつ—は、E C共同体法で許される著作権の基本的機能を達成するために必要な限度をはるかに超えている。

#### ④ 各加盟国間の通商への影響

86条が適用されるには、濫用的行為が各加盟国間の通商に影響を与えうるものであれば十分である。したがって、国際通商に現実的かつ現在の影響があることを認定する必要はない。

BBCはTVガイド市場から競争者を排除したばかりか、当該市場から潜在的競争者を排除したのであり、かくてアイルランドと北アイルランドの市場分割を實際上維持するものである。

(予備的主張—命令主文とベルヌ条約関連—に対する判断は省略)

### 5. 若干のコメント

著作権ほかの知的財産権は、知的生産物の利用を独占するものである。しかし、その独占が市場の独占を招来し、消費者(国民)の利益に反することがある。

日本ではいまだ蓄積が少ないが、知的財産権と独禁法の関係の調整は大変重要な課題である。わが国の独禁法では「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」(29条)と定められているが、解釈上一般にこれらの権利行使が濫用にあたる場合はこの規定は適用されないとされている。

おそらく、独禁政策の歴史が浅いこともあって、日本において知的財産権の不当行使を制限するためには知的財産権自体の法理を展開する必要にせまられる。そこで、日本の論者が一定の知的財産権の行使が過度の独占をもたらす故に制限される、と論ずる場合、アメリカやヨーロッパの論者からはそれは独禁法上の問題だとして一就され議論がかみ合わないことがまま生ずる。

もちろん、欧米でも知的財産権の制限規定が知的財産法自体の中に存在するが、欧米では独禁法の利用による制限とあいまって不当な独占を排除する法的システムを構成しているのである。

本件では、国内法による著作権保護を、EC法が排除したという点で一層興味深い。

EC委員会がわざわざコンピュータ・ソフトウェアでも同様の法理が適用されることを言明していることは、利用者の便宜や競争の促進等の観点からソフトウェアの市場でも同様な状況が存在するものと同委員会が認識していることを示唆しているものと考えられ、この意味でもSLNで報告する十分な理由があると考ええる。

さらに一点、EC委員会の決定では合理的なロイヤルティーの徴収は認めている。實際上、強制許諾と同様な制度を行なったことになる。プログラムやデータベースの法的保護のあり方について（例えばIBM v. 富士通のAAA裁定などともあいまって）、一定の方向を示しているにとらえることもできるだろう。

(了)